

農林水産省では、地方農政局等において、JAS法に基づく監視・取締り(調査、指示・公表)を行い、食品表示の適正化を推進しています。

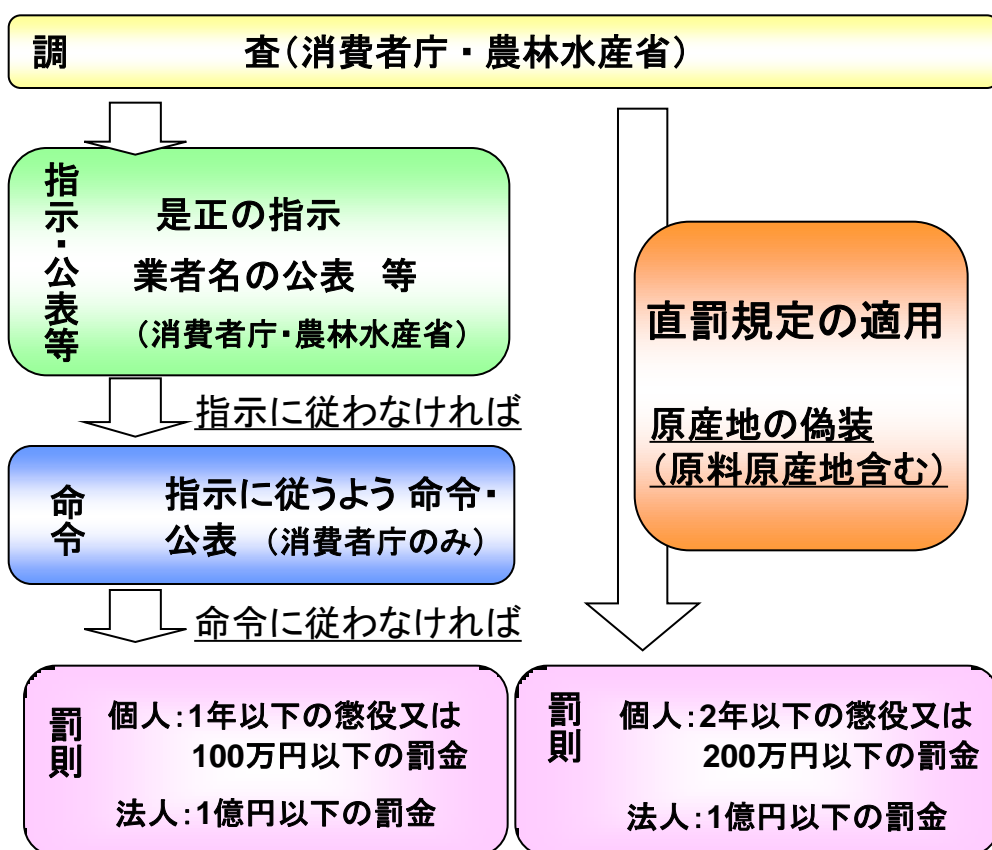
農林水産省では、全国の地方農政局等に専任の職員(食品表示Gメン:24年度で約1,400人)を配置し、小売店舗などに対し、常時、監視・取締り(調査、指示・公表)を実施。

次のような仕組みも設けています。

- ・食品表示110番  
国民からの食品表示に関する問い合わせや情報提供を受付けるホットラインを関係機関に設置。  
各都道府県も同様に窓口を設置。

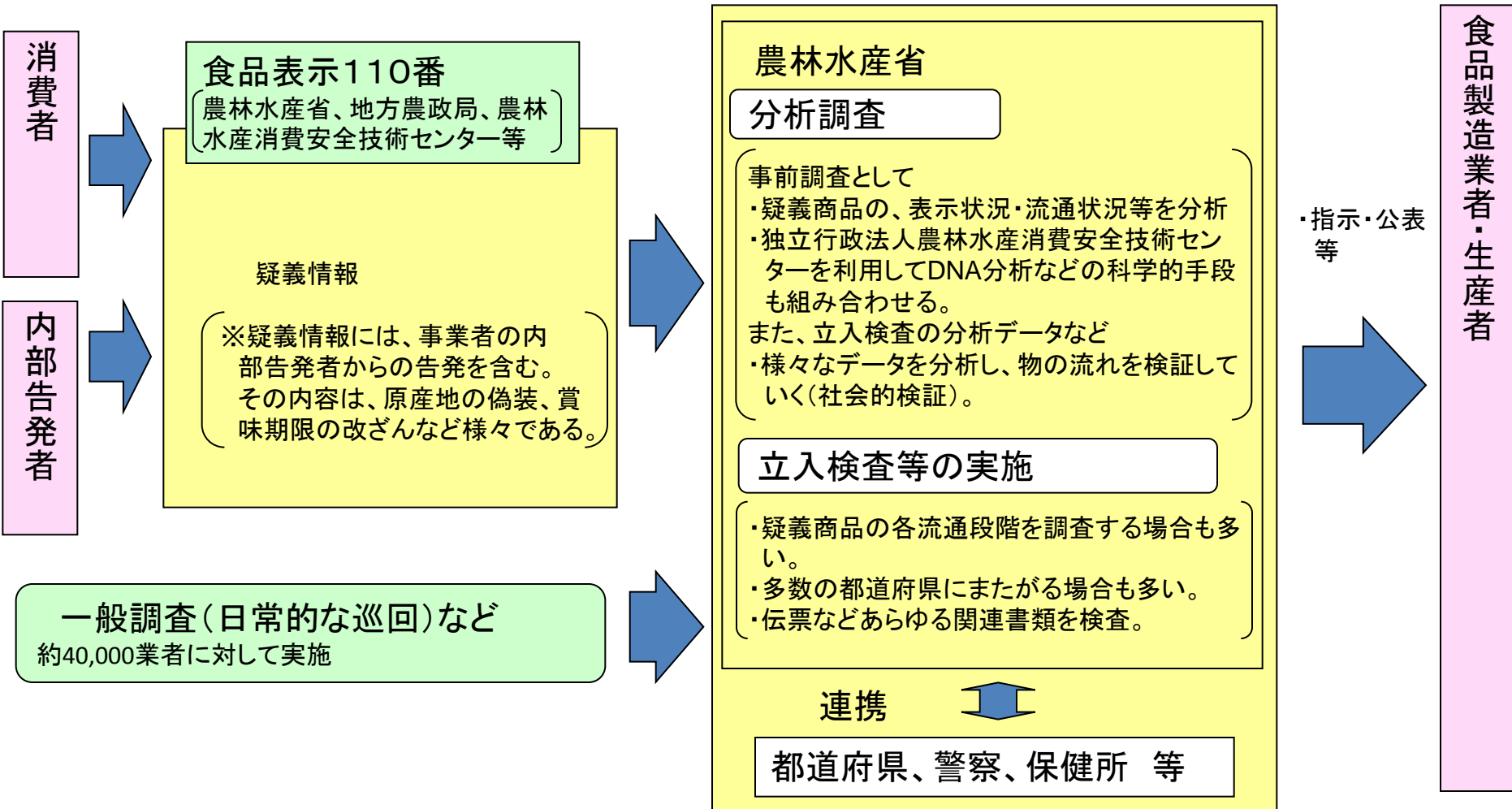
(注:都道府県においても、都道府県域業者に対する監視・取締りを実施。)

## 品質表示基準違反の場合のJAS法上の流れ



# 食品表示Gメンの活動について

- 食品表示110番、巡回調査の結果に基づき、JAS法違反に当たるか否かの調査を実施。
- DNA分析などの事前調査から、各流通段階における立入検査、それらの資料の分析調査を行い、偽装を解明。



# 食品表示監視協議会の連携促進について

## 食品表示連絡会議(国レベル)

地方段階での「食品表示監視協議会」設置等の対応が円滑に実施されるよう設置。

消費者庁

警察庁

農林水産省

(オブザーバー)  
厚生労働省

円滑な実施のためのサポート等

## 食品表示監視協議会(地方レベル)

景品表示  
法担当  
部局

食品衛生  
法担当  
部局

JAS法  
担当  
部局

米トレサ法  
担当部局

消費生活  
センター  
等

県警  
本部

地域センター  
地方厚生局 (オブザーバー)  
公正取引委員会地方事  
務所 (オブザーバー)  
等

関係する都道府県の機関

国の出先機関

不適正な食品表示に対する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応をとる。